

# インターネットを利用した回答の手引き

(パソコン、スマートフォンなどから回答できます。)



回答の際は、途中で必ず一時保存してください。

※ 60分経つと入力中でも自動でログアウトしてしまいます。

- ① パソコンやスマートフォンなどから以下の二次元バーコードを読み取るか、URLを入力 (もしくは2ページの通り「東京共同電子申請・届出サービス」で検索) してください。

※ 入力画面にはふりがながふられていません。全てひらがなで書かれている画面をご希望の方は、調査票の種類で「(ひらがな)」と書かれた方をご使用ください。

調査票の種類 (画面の表記)	二次元バーコード	URL
18歳以上の方		<a href="https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=sya">https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=sya</a>
18歳以上の方(ひらがな)		<a href="https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=syah">https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=syah</a>
18歳未満の方		<a href="https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=ji">https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=ji</a>
18歳未満の方(ひらがな)		<a href="https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=jih">https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=jih</a>
サービス提供事業所		<a href="https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=gyo">https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/form.do?acs=gyo</a>

インターネット回答にあたっての ID とパスワードは以下の通りです。

申請者 ID:	パスワード:
---------	--------

※最後のページに「障害者差別解消法」に関する説明があります。

郵送で回答される方は最後のページのみご覧ください。



- 1 「団体検索」で「大田区」を選択してください。
- 2 以下のいずれかの方法で調査回答の画面に移動してください。
  - (1) 「大田区障がい者実態調査」でキーワード検索をする。
  - (2) 五十音検索から「大田区障がい者実態調査」を選択する。
  - (3) 分類別検索の「講座など」から「大田区障がい者実態調査」を選択する。

② 「大田区障がい者実態調査」画面が表示されます。



を選択します。

③ 利用規約の画面が表示されます。利用規約を確認の上、

利用規約に同意する

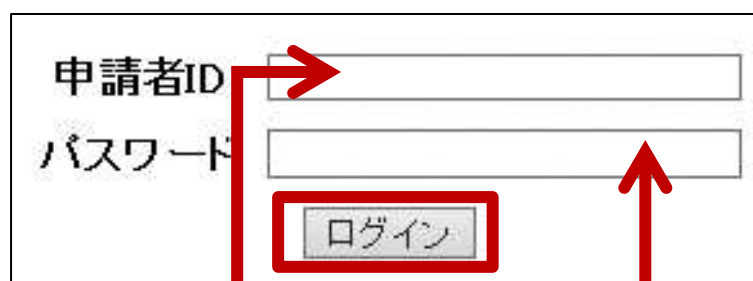
を選択します。



④ ログイン用の画面が表示されます。本手引きの1ページ目下部に記載されている

「申請者ID」と「パスワード」を入力し、ログインを選択します。

なお、記載されている英数字はすべて半角でご入力ください。



ちょうさひょう  
調査票の1ページ(見本)

インターネット回答用

申請者ID ●●●●●●●●

パスワード ●●●●●●●●

※こちらは、パソコン、スマートフォン等から回答するときに使います。詳しくは同封の別紙「インターネットを利用した回答方法」をご覧ください。

- ⑤ 回答用の画面が表示されます。  
最初の質問で「申請者ID」をお  
うかがいしますので、IDの下4  
桁の数字を入力した上で、  
各質問にご回答ください。

郵送されたアンケート票  
「大田区障がい者実態  
調査」1ページに記載さ  
れている「インターネット  
回答用ID」を入力して  
ください。 **必須**

4文字以下で入力してください。  
Ota01s[  ]

- ⑥ 入力後、60分経つと入力中でもログアウトしてしまうため、途中で必ず  
**回答一時保存確認**を押してください。

- ⑦ すべての回答が終わりましたら、「回答内容確認」のボタンを押し、確認後に「送信」のボタンを  
選択してください。「送信を完了しました。」の画面が表示されましたら、回答は終了です。

The screenshot shows a web browser window with the following elements:  
- Top navigation: 文字の大きさ (Font size) with options 大 (Large), 中 (Medium), 小 (Small); 色 (Color) with options 標準 (Standard), 黒 (Black), 青 (Blue), 黄 (Yellow).  
- User information: イン日時: 2019/10/09 16:41, 大田区障がい者実態調査(元平) 0001 さん, ログアウト, ヘルプ.  
- Main title: 大田区障がい者実態調査、元平、  
- Section: 回答内容の入力  
- Bottom buttons: **回答内容確認** (highlighted in red), 回答一時保存確認

◆ 調査のご回答にあたってのお願い ◆

- 回答は、あてはまる選択肢の番号をお答えください。
  - 「その他」と回答された場合は、具体的にその内容をご入力ください。
  - 回答を入力していただく質問もありますので、設問の指示にしたがってご入力ください。
  - 「申請者ID」は、郵送回答とインターネット回答の重複を確認するものです。  
ご入力いただく際は、誤りのないようご注意ください。
  - 「パスワード」は調査票にランダムに付与しており、個人を特定できないようにしています。
  - **令和4年11月25日(金)まで**に回答を送信してください。
- ※ 通信サービスの接続料金は利用者様の負担となります。

<お問い合わせ>

大田区 福祉部 障害福祉課 障害者支援担当(計画)

電話 03(5744)1700 (月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時～17時)

Fax 03(5744)1592 E-mail [shoufuku@city.ota.tokyo.jp](mailto:shoufuku@city.ota.tokyo.jp)

# 障害者差別解消法とは？

しょうがいがあってもなくても、お互いを認め合い、**支え合い**ながら、**安心して暮らしたり**、**勉強したり**、**働いたり**できる社会をつくるための法律です。**障がいのある人への差別**をなくすことで、**誰もが分け隔てられることなく**、**ともに生きる社会**をつくることを目指しています。



©大田区

この法律では、**役所や会社、お店**などに対して、**障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」**を求めています。

## 不当な差別的取扱いとは？

「障がいがあるから」という理由で、障がいのない人と違う扱いをすることです。



くるまかたてん  
車いすの方の入店は  
ことわ  
お断りしています。



## 合理的配慮とは？

使いにくい建物や制度など社会の中にあるバリアを取り除くために、相手との話し合いを通じて、できる範囲で工夫や対応をしていくことです。



段差があるのでお手伝いします。

広い席が確保できるまで  
少しお待ちください。

## < 障がい者差別に関する相談窓口 >

### 障害福祉課

▶ 障害者支援担当(計画)

Tel 03-5744-1700 Fax 03-5744-1592

▶ 障害者支援担当(障害事業)

Tel 03-5744-1251 Fax 03-5744-1555

▶ 障害者支援担当(認定・給付)

Tel 03-5744-1591 Fax 03-5744-1555

### 大森地域福祉課

▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)

Tel 03-5764-0657 Fax 03-5764-0659

▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)

Tel 03-5764-0710 Fax 03-5764-0659

▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)

Tel 03-5764-0696 Fax 03-5764-0659

### 調布地域福祉課

▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)

Tel 03-3726-2181 Fax 03-3726-5070

▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)

Tel 03-3726-6032 Fax 03-3726-5070

▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)

Tel 03-3726-4139 Fax 03-3726-5070

### 蒲田地域福祉課

▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)

Tel 03-5713-1504 Fax 03-5713-1509

▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)

Tel 03-5713-1507 Fax 03-5713-1509

▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)

Tel 03-5713-1383 Fax 03-5713-1509

### 糀谷・羽田地域福祉課

▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)

Tel 03-3743-4281 Fax 03-6423-8838

▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)

Tel 03-3741-6526 Fax 03-6423-8838

▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)

Tel 03-3741-6682 Fax 03-6423-8838

### 障がい者総合サポートセンター

▶ 相談支援部門

Tel 03-5728-9433 Fax 03-5728-9437

▶ 支援調整担当(相談)

Tel 03-5728-9134 Fax 03-5728-9136